

中間報告（昨年4月）への意見等と12月報告における対応状況等

平成15年4月11日
内閣府男女共同参画局

(注)・委員の意見は議事録から事務局が要約等を行ったものであり、引用等は議事録によりたい。

・委員の意見は、昨年7月までのもの。税制、社会保障制度に関するそれ以降の委員の意見は、基本的に12月の報告に反映。

中間報告の項目	中間報告への意見等	12月報告における対応状況等
A. 全体	・改革のセットとしての子育て支援策が必要。[国民からの意見] ・結婚することを前提としている、共働きを理想的なモデルとしている、いった誤解を招かないようにすべき。中立性の意義は、一人の人間としての女性の人権確立という観点から全ての面について考えていくべきである。[国民からの意見] ・どのような世帯の生活様式にも対応できるよう、母子（父子）世帯を中心モデルとし、その世帯が育児や介護、税金、年金問題を解決できる政策が必要である。[国民からの意見]	・留意すべき点として捉え、序説で項を立てて言及するなど、各個所で対応。 ・例としてとりあげた以外のケースもあることを断るとともに、具体的データ等も追加。 (同上)
B. 鑑・序説 ①全般	・中立性確保の意義、自分で保険料を支払うメリット等を、更に一般の人向けにわかりやすく説明することが必要。[国民からの意見] ・納税者の負担増のため、制度の破綻を避けるため、改革が行われるもの	・中立性確保の意義については項を立てて説明。 ・そうした観点から検討し

	ではないことを強調すべき。[国民からの意見]	たものではないことを強調。
② 少子化の加速	・改革により少子化（及び結婚率の低下）が促進される恐れがある。[国民からの意見]	・少子化については、序説等と言及。（結婚率の低下は、一般的な見方ではないのではないか。）
③ 育児支援	・学校が地域・家庭に教育を振り分けている中、子供の育成が心配。[国民からの意見] ・無償で（将来の納税者たる）子を育てていること、地域に根ざした活動（PTA活動、公民館活動等）など、専業主婦の果たしている役割をもっと評価すべき。[国民からの意見]	・育児支援については、序説等と言及。 ・専業主婦については序説等と言及。
④ 専業主婦の優遇は不可能か	・専業主婦を優遇しようとしても事実上できないという論点がある。これは、専業主婦を優遇してその数が増えるとフルタイムで働く女性は減少しフルタイム女性の賃金は上昇するため、マーケットメカニズムが働き、結果として専業主婦の優遇はできない、という考え方である。これをどう捉えるか。[高山委員、第14回専門調査会] ・完全な競争モデルというより、労使関係の影響は大きい。[大沢委員、第14回専門調査会]	<u>（雇用システムは今後力点を置く予定）</u> <u>（同上）</u>
⑤ 女性の労働力	・女性の労働力率と合計特殊出生率の相関を示す図は、サンプル数が絶対的に少なく、一本の単純な回帰線を当てはめることには無理があるのではな	・都道府県で比較。相関関係あり。

率と合計特殊出生率の相関	いか。例えば、構造的に異なった2つの国の群があると考えれば、結果は全く異なったものとなる。[高山委員、第14回専門調査会]	
C. 本文		
I 現状		
1. 生涯の段階毎に見た税制・社会保障制度・雇用システムの現状		
1)全般	・就職、結婚、子育て、再就業と分類している点で、世帯単位の問題があるのではないか。[国民からの意見] ・女性が働きやすい制度が整いつつあるが、男性の意識改革や事業主（特に中小企業）の意識改革が遅れ、制度が機能していないのではないか。[国民からの意見]	・他のパターンももちろんありうることを言及。 <u>（雇用システムは今後力点を置く予定の事項）</u>
2)就業	・専業主婦の労働意欲の明示のため、女性の潜在有業率の図表を追加すべき。[国民からの意見]	・潜在的労働力率の図表を追加（図表10-4）。

	・ ディスカレジット・ワーカーの関連の指摘が必要。[国民からの意見]	<u>(雇用システムは今後力点を置く予定の事項)</u>
3)結婚	・ パートタイム労働者と正社員の間の賃金格差は、男性にも見られ、女性に限るものではない。[国民からの意見] ・ 結婚後、何割程度が職場に残るのかの分析ができないか。[複数委員、中間報告とりまとめまでの議論]	・ そうした事実は明示。 ・ 厚生労働省「21 世紀出生児縦断調査」が開始されたため、その結果を紹介。
4)出産・子育て		
① 保育所の利用	・ 自営業の妻は保育所の利用が容易だが、専業主婦は困難。求職活動中の保育所の利用が困難。[国民からの意見] ・ 専業主婦は幼稚園を利用せざるを得ないが、保育所と異なり補助金がない。[国民からの意見]	<u>(適切なデータの存否を調査したものを見出せず。)</u> <u>(同上)</u>
② その他	・ 出産・子育て後、何割程度が職場に残るのかの分析ができないか。[再掲。複数委員、中間報告とりまとめまでの議論]	(前出)
5)再就業		
① 就業調整問題 (基本的考え方)	・ 配偶者特別控除の導入により制度は中立的になったが、依然として誤解や認識不足が残っていると捉えるべき。制度があること自体が誤解や認識を生んでいるから、制度に問題があり、直すべきということではないのでは	・ 「諸制度、誤解や認識不足、雇用システムの様々な問題が相まって、就業調整を

	ないか。[高山委員、第14回専門調査会]	生じさせている」と整理。
(評価の方法)	・現在の税制や社会保障制度にいろいろ問題があつて女性の就業選択を歪めているという結論を与えているように見えるが、質的な議論が多く、量的な議論があまりない。このため、どの程度深刻になっているかの評価ができず、重要な問題なのかどうかがよくわからないため、説得力に欠ける。[高山委員、第14回専門調査会] ・103万円と130万円と二つの山があるが、130万円の方は山と谷の間が小さい。質的には壁があると言われるが、量的な検証も必要。[高山委員、第14回専門調査会]	<u>(そのような量的な分析は一般的にあまり存在しないのではないか。)</u>
(就業調整の要因)	・労働供給側の要因に集中してきたが、労働需要側にも着目する必要がある。例えば、労働需要側の議論抜きでは、パートの雇用形態の多様化を論ずることはできない。[大沢委員、第14回専門調査会] ・就業調整は、自らの判断以外の要因がある(税制では、夫の手取り収入が減ることの了解が必要。年金では、負担を抑えようとする企業の都合。)。[国民からの意見] ・就業調整は、厚生年金の適用基準というより、むしろ配偶者控除等の影響が大きいと思われる。[国民からの意見]	<u>(雇用システムは今後力点を置く予定の事項)</u> (同上)
(その他)	・女性非正社員の仕組みを企業は悪用しているのではないか。[国民からの意見] ・就業調整以前の問題として、正規・非正規労働者間の賃金格差が指摘されるべき。[国民からの意見]	<u>(雇用システムは今後力点を置く予定の事項)</u> (同上)

② 再 就 業 時 の 雇 用 処 遇 の 現 状	・パート労働の増加は、自発的選択によるものではなく、正規労働者の厳しい労働実態や公的社会福祉の不備のため、仕事と家庭の両立が困難でパート労働を止む無く選択しているのが実態。[国民からの意見] ・女性の再就業を阻む要因は、女性差別と年齢差別の複合差別であることをもっと強調すべき。[国民からの意見]	(雇用システムは今後力点を置く予定の事項) (同上)
③ 税 制 の 現 状	・配偶者控除、配偶者特別控除の適用者の詳細な実態の分析が必要。[国民からの意見]	・男女別のデータはなく、分析には一定の限界があることを指摘。
6)引退		
① 企 業 年 金	・企業年金のみを取り上げるのではなく、退職一時金も含めた退職金全体を対象として、退職給付金規定が中立的かどうかを議論すべき。また、日本版 401k、キャッシュバランス型、税制適格年金の移行、厚生年金基金の代行返上、等改革が進行中であり、古い給付建て制度の一部だけの問題を取り上げるのは全体的な問題提起になっていない。[高山委員、第 14 回専門調査会]	・退職金一時金に関するデータ、記述は追加。 (雇用システムは今後力点を置く予定の事項)
② 年 金 依 存 度	・年金依存度を平均値でみているが、全体を見る時の評価として不十分である。例えば、中所得者グループを抜き出したり、最頻値をとってみると年金依存度は更に高い。[高山委員、第 14 回専門調査会]	・中央値、所得分布と依存度等のデータ、分析を追加。
7)配偶者の死		

亡 ① 遺族年金	・男女共同参画からの遺族年金の問題は、掛け捨て問題だけではない。例えば、①遺族基礎年金に母子年金はないが父子年金はない、②結婚や再婚に際しての受給資格が中立的でない（遺族年金は再婚すると支給停止。老齢年金受給後に結婚・再婚した配偶者は、受給者死亡後、遺族年金が「丸取り」になるが、保険料拠出期間におけるその配偶者の貢献はゼロであり、本人及びその配偶者の貢献を担保にして初めて支給するという基本的考え方に反する。など）、③遺族年金の新規裁定時に遺族の所得を調査するが、受給のための所得制限は結構高く、1回限りであるため、裁定後の所得低下等に対応できない、等多数の問題がある。[高山委員、第14回専門調査会]	・遺族年金に関し指摘を欠いている問題を追加（政策対応の方向については後の項で述べた）。(ただし、③は中立性の観点からは整理が困難なこと等から言及せず。)
②その他	・高齢女性の実態のデータも把握する必要がある。[国民からの意見]	・高齢単身世帯の所得分布等を男女別に追加。
8)離婚	・妻が直面しているリスクを確認するためにも、母子家庭の実態の把握が必要。[国民からの意見]	・母子（父子）家庭の数、母子家庭の家計の状況等を追加。
2. 生涯可処分所得の推計	①賃金の ・片働き、共働きの世帯とも同じ賃金と仮定しているが適切ではない。例え	・データの制約等から、典
①賃金の		

仮定	ば、妻が専業主婦、パート、フルタイムかで、夫の賃金・年間収入は異なり、専業主婦の夫の方が賃金が高い。このため、生涯所得の差が実際より拡大されている。[高山委員、第14回専門調査会]	型的ケースに限定して試算したことを明記。 ・専業主婦の夫の方が賃金が高いことは序説でデータを提示。
② ケース分け	・学歴、就業産業、企業規模、職種、職歴、婚姻歴、性別等の違いによる分析が必要。[国民からの意見]	(同上)
③その他	・無償労働の評価のあり方についても言及すべきである。[国民からの意見]	・そうした考え方があるが、評価手法等にコンセンサスがないことは紹介。
Ⅱ 政策等の方向		
1. ライフスタイルの選択等に中立的な税制・社会保障制度・雇用システムの	・改革のセットとしての子育て支援策が必要。[再掲、国民からの意見] ・女性の就業を阻害している主たる要因は、税制や社会保障制度ではなく、男性の働き方という日本的な雇用慣行ではないか。[高山委員、第14回専門調査会] ・税制や社会保障制度の改革には賛成だが、正規・非正規雇用の壁を低くすること、同一労働同一賃金の原則の実現（時間と職務内容のみによる賃金・労働条件の策定等を含む）、等どのような雇用形態を選択しても働き	・子育て支援策について考え方を記述。 (雇用システムは今後力点を置く予定の事項) ・本丸は雇用システムという点では一致している。しかし、政府の政策が主たる検討対象であることからす

基本的な考え方	に見合った処遇となるような環境整備が最も重視されるべき。[国民からの意見] ・選択可能性をいろいろな分野の制度に組み込んでいくことが重要。その際、生じる影響をチェックする。[小島委員、第14回専門調査会] ・19ページの第2節「特に、社会保障制度の各制度内で検討していると、制度間の整合性が必ずしも図られず、結果的に男女共同参画社会の形成を阻害する要因となる恐れもある。失業、貧困、育児負担等個別の問題に即しつつも包括的にセーフティネットを考慮すべきである。」は、重要だが、具体的に何を念頭に置いて書いているのかが良く分からない。[高山委員、第14回専門調査会] ・個人単位化をより明確に打ち出すべき。「留保」或いは「困難」に言及する必要はない。[国民からの意見]	ると、雇用システムにどこまで踏み込めるかという問題は<u>ある</u>。[多数委員、第14回専門調査会] ・そうした趣旨に沿って全般的に書き換え。 ・全面的にさしかえ。 ・年金については、個人単位化の捉え方を整理。
2. 税制・社会保障制度等改革の具体的方向 (1)税制 ① 制度変	・配偶者控除や配偶者特別控除を縮小・廃止した場合に、どの程度女性の就	(そのような定量的実証分

更の影響 評価	業を増やすかに関する何らかのメッセージを加えるべき。例えば、夫の年間収入が多いほど妻の就業確率は落ちるので、配偶者控除等を縮小・廃止すると夫の手取り所得が落ちるため妻の就業を引き上げることになる。こうしたことの定量的効果を実証的に検証すべき。[高山委員、第14回専門調査会]	<u>析は一般的にあまり例がないのではないか。)</u>
② 改革の 方向	・ 配偶者控除、配偶者特別控除とも縮小でなく廃止すべき。[国民からの意見] ・ 段階的な縮小・廃止も含め検討すべき。[国民からの意見] ・ 収入金額により控除率が逡減するようにすべき。[国民からの意見]	・ ともに縮小・廃止すべきとした上で、国民の負担に与える影響調整への配慮の考え方等を記述。
③ 改革に 当たって 必要な措 置		
(税制上 の措置)	・ 基礎控除額を（生活保護の水準まで大幅に）引き上げるべき。[国民からの意見] ・ 未成年の子供の控除にあてるべき。[国民からの意見] ・ 低所得層の税率を引き下げるべき。[国民からの意見] ・ 夫婦合算申告制度を創設すべき。[国民からの意見] ・ 下限である103万円を上げるか、上限である141万円を引下げて、差を縮めるべき。[国民からの意見] ・ 自営業者でなくとも、専業主婦に夫が給与を支給するような形態を想定し	(同上。以下同様。)

(税制外の措置)	たものも導入すべき。[国民からの意見] ・児童手当を充実すべき。[国民からの意見] ・配偶者に手当を支給すべき。[国民からの意見]	(同上。以下同様。)
(2) 社会保障制度		
① 公的年金		
1) 制度の抜本的再編成の可能性も考慮した検討	・制度の抜本的再編成の可能性、特に第1号、2号、3号等基礎年金制度の抜本的再編成も考慮して検討する必要がある。そうすると、例えば、第3号被保険者問題などは、当然移行期間の話もあるが、その位置付けは全く違う次元に放り込まれることになる。[高山委員、第14回専門調査会] ・第3号被保険者制度は、現行の基礎年金制度を前提とせず、間接税方式への制度の抜本的な改革の中で検討すべき。[国民からの意見] ・年金分割は、基礎年金や報酬比例部分のあり方(税か保険か、賦課方式か積立方式か)など、年金制度全体の中で検討すべき。[国民からの意見]	・「スウェーデン」型、「基礎年金税限定」型、「第3号廃止・第1号統合」型の3つの例を取り上げて、公的年金枠組み改革の議論と中立性の観点を記述。 (同上)
2) 制度の抜本改革の内容	・改革の方向は不明であるが考えられるのは、①保険料拠出と給付のリンクを強めること、②税金で負担すべき給付をどうするか、など。前者については関係者の利害は一致している。後者については、現在、基礎年金の給付の3分の2は保険料で賄われているがこれを所得比例として2階に上げ、残りの現在税金で賄われている3分の1部分は定額だが、下に厚く上	(同上)

3)個人単位化	に薄い給付とするといったことも考えられる。更に、2階部分はドラステックには掛け金建てだが、給付建ての中で拠出と給付のリンクを強めるという方法もありうる。[高山委員、第14回専門調査会] ・公的年金を一元化すべき。低収入の労働者や自営業者、フリーターの加入状況にばらつきがあることも問題。[国民からの意見] ・ミニマム部分は税金で賄うべき。[国民からの意見] ・所得比例の拠出と国庫負担による最低保障年金などスウェーデン型の年金を目指すべき。[国民からの意見] ・遺族年金は、所得の低い人に配慮しつつ時間をかけて序々に縮小、廃止すべきである。[木村委員、中間報告とりまとめまでの意見] ・年金を完全に個人単位化した国は、現時点では見当たらず、各国とも逡巡している。その背景にあるのは、男女間の賃金格差であり、これが老後まで持ち越されることである。スウェーデンでも一旦実質的に個人単位化した、平等性の高いスウェーデンでも賃金格差の問題があり、選択性により夫婦間の所得分割を認めることにより調整した。日本の現制度は世帯単	(同上) (同上) (同上) ・中立性の観点から遺族年金を巡る問題点を整理するとともに、「中立性の観点からは、廃止の根拠を明確にすることは困難であるが、後述の所得分割制度が導入されればそもそも遺族年金が必要でなくなる層が次第に拡大していく可能性がある」と整理。 ・中立性の観点から個人単位化の諸定義を整理するとともに、所得分割制度の議論等対応の方向等を記述。
---------	--	--

	位に調整部分を含み、老後に持ち越す影響は緩和されているが、世界の流れからすると、夫婦間の所得分割が第1ステップである。長期的に完全個人単位化するかどうかは、男女間の賃金格差がその程度の期間で解消する目処が立つかにかかっている。[高山委員、第14回専門調査会] ・個人単位化は、諸外国で主流ではないため、慎重に検討すべき。[国民からの意見] ・長期的改善方向としては、女性の雇用環境の整備・改善、その他の進捗状況を見ながら、段階的に年金の個人単位化を進める。それによって夫婦それぞれが負担した保険料に対応した年金を受けられるようにする。[国民からの意見] ・離別・婚姻継続を問わず、婚姻期間に応じた保険料納付記録を合算し、夫婦間で年金分割を可能とし、妻の貢献を評価すべき。[国民からの意見]	(同上) (同上) (同上)
4)遺族年金	・遺族年金は、所得の低い人に配慮しつつ時間をかけて徐々に縮小、廃止すべきである。[再掲、木村委員、中間報告とりまとめまでの意見] ・男女共同参画からの遺族年金の問題は、掛け捨て問題だけではない。例えば、①遺族基礎年金に母子年金はないが父子年金はない、②結婚や再婚に際しての受給資格が中立的でない（遺族年金は再婚すると支給停止。老齢年金受給後に結婚・再婚した配偶者は、受給者死亡後、遺族年金が「丸取り」になるが、保険料拠出期間におけるその配偶者の貢献はゼロであり、本人及びその配偶者の貢献を担保にして初めて支給するという基本的考え方に反する。など）、③遺族年金の新規裁定時に遺族の所得を調査するが、受給のための所得制限は結構高く、1回限りであるため、裁定後の所得低下等に対応できない、等多数の問題がある。[再掲、高山委員、第14	(前出) (前出)

5)厚生年金 の適用拡大 (基本的 捉え方)	回専門調査会] ・第3号被保険者問題による不都合は特に遺族年金に現れている。これを負担の方で調整するか、給付の方で調整するかという問題がある。中間報告では、負担の方の調整しか触れていないが、専業主婦の賃金をゼロとみなして所得分割を認めれば、共働きと片働きに事実上公平な遺族年金になるはずである。[高山委員、第14回専門調査会] ・遺族年金は、選択性とし、その際追加保険料を負担するようにすべき。[国民からの意見] ・遺族年金の掛け捨て問題は、生涯賃金の格差の故。男女の賃金格差が解消されればいいのではないか。[国民からの意見] ・遺族年金は将来的に廃止し、婚姻形態に関わらない個人単位の年金制度とすべき。[国民からの意見] ・遺族年金と雇用保険のすりあわせを行うべき。例えば、遺族年金を雇用保険に代替し、遺族の職業能力訓練制度を新設する。また、労使間関係への制度の中立性を確保するため、事業主にも雇用保険を適用し、未加入適用事業所問題等の自主的改善を期待する。[国民からの意見] ・適用拡大すると企業負担増になるかということそうはならない。企業は合理的な行動をとると仮定すると、社会保険負担が増加すればパートに提示する手取り賃金を下げるからである。本人の手取り所得が現実として減り、将来の年金がその分増加することになるが、これがパート等多様な就業形	(前出) (中立性の観点からは整理が困難なため言及せず。) (雇用システムは今後力点を置く予定の事項) (前出) (国民皆保険構想についてのヒアリング等は実施。) ・労働の需要・供給の弾力性に依存して決まることを指摘し、「現実には、それぞれがどの程度非弾力的
---	--	---

(拡大後の具体的基準)	態を取っている女性の多数派の真の利益にかなるかがポイントである。なお、名目賃金の下方調整が瞬時に行われるかは別の問題であり、中長期的には労働生産性が上昇しない限り、制度の変更があれば手取り賃金は減少する。[高山委員、第14回専門調査会] ・逆に一時的に手取り賃金が減少することはあっても、長期的にはそれはなくなるのではないか。また、企業の側に同じような負担を求めるのではなく、国の支援策を何ヵ年に渡って入れるなどの策もありうる。[林委員、第14回専門調査会] ・女性の賃金が高くなると就業確率が高くなる傾向があるが、適用拡大すると賃金が低下して就業率が低くなり、かえって女性の就業を阻害するのではないかという問題も発生する。[高山委員、第14回専門調査会] ・パートタイマーは、いつまでも社会保険もないような働き方としておいてよいのかという雇用システム全体の問題とも絡む。[多数委員、第14回専門調査会] ・厚生年金の短時間労働者の適用は、年金財政に及ぼす影響ならびにパート本人への影響もあるので、慎重に検討すべきである。[国民からの意見] ・65万円では使用者の脱法行為が増えかねない。水準をかなり下げ、全ての雇用を対象にすべき。[国民からの意見] ・現行の3/4基準を変え、雇用保険と同じ週20時間にして適用拡大すべき。[国民からの意見] ・3/4労働時間基準を外すか、1/2など低い水準にし、年収130万円以上の基準のみにして厚生年金適用を拡大すべき。[国民からの意見] ・労働時間基準の見直し或いは収入基準の導入を検討する際には、負担と給	であるかは、ケースバイケースで異なろう。」と整理。 (同上) <u>(雇用システムは今後力点を置く予定の事項)</u> <u>(雇用システムは今後力点を置く予定の事項)</u> <u>(必要性を指摘して、議論を行っている。)</u> ・「適用基準となる労働時間や収入の水準は、できるだけ低いことが望ましい」と位置付け。中立性の観点から、更に具体的水準について見解を示すことは困難か。
--------------------	---	---

(適用漏れ等への対応)	付の関係を見直すべきである。[国民からの意見] ・企業は1日の労働時間を限度内に制限するおそれがあることから、一週の所定労働時間及び一ヶ月の所定労働時間で見直すことが望ましい。[国民からの意見] ・有期雇用やパートの掛け持ち労働者に対する適用漏れを防ぐ措置を望む。[国民からの意見] ・「短い有期雇用の繰り返し」に対し、「みなし通算／無期雇用制」を制度化し、厚生年金加入の適用逃れの防止、不服申し立ての制度を創設する。[国民からの意見] ・複数の事業所において短時間就労を行う場合、合算すれば厚生年金（または私学共済他の年金）にも加入できる場合の救済措置を明確化すべき。[国民からの意見] ・雇用側の義務不履行にはペナルティを課すべき。[国民からの意見]	(同上) ・対応について記述。 (同上) (同上) (同上)
6)第3号被保険者問題 (改革の基本的考え方)	・第3号被保険者問題による不都合は特に遺族年金に現れている。これを負担の方で調整するか、給付の方で調整するかという問題がある。中間報告では、負担の方の調整しか触れていないが、専業主婦の賃金をゼロとみなして所得分割を認めれば、共働きと片働きに事実上公平な遺族年金になるはずである。[再掲、高山委員、第14回専門調査会] ・わかりにくい、中間報告では第3号被保険者からも保険料を徴収せよと	(同上) ・専業主婦の賃金をゼロとみなすことも含め、所得分割について記述。 (同上)

	は書いてはなくて、直接間接に何らかの形で負担という書き方になっている。[大澤会長、第14回専門調査会] ・国民年金任意加入の時代に7割の女性が保険料を納めていたことを考えると、現行制度は相対的に納めがいがない。納めがいがないままで、納付を強要すると悪い結果を生むのではないか。[永瀬委員、第14回専門調査会] ・男女共同参画という観点からより持続可能な社会を作りあげたいという観点から、負担に目を向けていった面もある。[林委員、第14回専門調査会] ・任意加入時代に不都合がなかったかの検証が必要。[国民からの意見]	(同上) (同上) (同上)
(見直しに当たった措置)	・子育て(や介護)中で働けない期間(例えば子が6歳まで)を保険料納付済期間とする特例を設けるなどの減免措置を(経過的に)設ける。[国民からの意見] ・育児給付を設ける。[国民からの意見] ・夫婦間の年金分割を認める。[国民からの意見] ・老齢基礎年金の給付引き上げ(20%程度)と、老齢厚生年金(報酬比例部分)の引下げ(30%程度)により第1号被保険者となることを魅力あるものにする。[国民からの意見]	・改革全般と併行した子育て支援策の必要性等については序説等で言及。 (同上) (前出) ・<u>第1号と第3号の間の問題については、主として公平性等の観点から指摘されていると想定し、取り上げず。</u>
(その他)	・「何らかの形で厚生年金においても本人が給付を受けることができるようにする」の意味がわかりにくい。[国民からの意見] ・学生と比較して不公平。[国民からの意見]	(前出) <u>(中立性の観点からは言及は困難。)</u>

7)離婚と公的年金		
(DVなどの時のみ が対象な のか)	・「一般に離婚を促進する」という考え方を前提にして、DVなどの時のみ離婚が妥当と読める。むしろ、「離婚によって明らかな経済的社会的不利益を一方が蒙る制度は好ましくない」という考え方にたつべき。[国民からの意見] ・年金分割は、夫の暴力以外の理由による離別にも必要。[国民からの意見]	・所得分割の項で、離婚時の年金分割との関係を整理。DVなどの時に限定せず。
(離婚の 場合の年 金分割の 方法)	・年金権の分割制度を導入すべきである。[国民からの意見] ・離婚時の妻の年金については、婚姻期間中の夫による保険料納付が妻の年金に結びつくようにすべき。例えば、婚姻期間中の夫による保険料納付期間に応じた老齢厚生年金の2分の1相当額を、離婚時に妻が請求する財産分与の対象とする。[国民からの意見] ・既離婚者に関し、婚姻期間中の厚生年金2分割が、離婚後の経過年数を限定されることなく実現されるべき。[国民からの意見]	(同上) ・「離婚時の年金分割についても、所得分割の導入の検討と平行して、検討を進めるべき」と指摘。 (同上)
②健康保 険、介護保 険		
(一人一 保険証)	・一人一保険証を実現すべき。[国民からの意見]	・その必要性、方式等について指摘。

(個人単位化)	・子供まで完全に個人単位化するのか等、社会保険を全て同一の手順・基準で個人単位化しようとする、不都合等が起こってできることもできなくなるので、制度の特性を勘案して、慎重に検討するといったトーンにして、できることからやるべき。[高山委員、第14回専門調査会] ・国民健康保険の世帯主制は非中立的な状況を生んでいる。世帯主の職業によって適用制度が異なる仕組みは不公平。[国民からの意見] ・介護保険は、給付は個人単位、保険料は部分的に世帯制が入るため、見直しが必要。[国民からの意見]	・「<u>健康保険制度の被扶養者認定についても、厚生年金と同様の問題があることから、健康保険についても整合的な見直しが行われるべきである。必要に応じ、当調査会で更なる検討を行う</u>」と指摘。<u>介護保険についても同様。</u>
(その他)	・原則として、夫の収入に関係なく専業主婦も保険料を支払うべきだが、育児と介護の専従期間に配慮することが必要。[国民からの意見]	・育児支援策等については序説等で言及。
③雇用保険 (職業訓練との関係)	・民間の講座受講への政府補助は、失業後の期間制限が短い。主にリストラを受けた男性を対象とし、再就職を希望する女性は、実質的には利用できないのではないか。[国民からの意見] ・専業主婦層や雇用保険未加入の女性のパート労働者の社会参画のためには、教育訓練が不可欠。そのために、ハローワークによる教育訓練給付金の受給資格の撤廃、全ての人が支給対象となり得るような現制度の拡大、または新制度の創設をすべき。[国民からの意見]	・進行中の制度改正について前半部分で紹介。 (同上)
(その他)	・適用対象外となっている事業所(私学・教育職)の適切化が必要。[国民	(男女の区別はなく、中立性

3)企業の家族手当等	からの意見] ・住宅手当等は基本給に振り替える」とあるが、賃金、フリンジベネフィット、退職給付等を企業が押し着せで決めていたものを、<u>従業員本人の選択を拡大する形に切り替え、基本給に振り替えるかどうかは本人の選択にする</u>というのが、将来の方向ではないか。つまり、自分の業績は賃金換算でどの程度になるかをまず明示してもらい、その中で、即時払いと後払いにどう分けるか、更に即時払いの中でも現物給付と現金給付にどう分けるか、<u>企業はメニューだけを提供し、本人が選択するという方向に入っている</u>のではないか。その中に、住宅手当や社宅が入っているのを否定するのはおかしい。[高山委員、第14回専門調査会] ・住宅手当・社宅等は世帯単位のかえ方に基づく」とあるが、独身寮やその肩代わりとしての住宅手当も考えられるので、そう断定して良いか。[国民からの意見] ・企業の家族手当は存続を含め見直す時期にあるが、基本給に振り替えるかどうかは、企業の実績や将来見通しなどを勘案して決めることで、(政府が)一方的にきめつけるべきものではない。[国民からの意見] ・企業の家族手当の見直しについては、配偶者に対する扶養手当の廃止に留め、子に対しては世帯主条項のみを外して支給すべき。[国民からの意見] ・企業の家族手当の廃止の際、育児・介護休暇取得者に対する所得保障に振り向け、男性の育児・介護休暇の取得を促すべき。[国民からの意見] ・男女間、企業間の格差を縮小するため、企業福祉でなく、児童手当や低家賃住宅の供給等国の施策が必要。[国民からの意見]	には直接関係なし。) ・指摘の趣旨に沿って、全面的に書き換え。 (同上) (同上) (同上) ・育児支援については序説等で言及。 (同上)
-------------------	--	--

3. 雇用システム 1) 総論・全般 2) ワークシェアリング	・雇用システムの根底からの改善が必要だし、雇用環境の改善なしの改革では男女の不平等が増大する。しかし、他の部分に比べ具体的記述が少なく、もっと具体的な踏み込みが必要。[国民からの意見] ・労使の自主性を尊重すべき。働きに見合った公正な処遇、賃金・人事制度の検討・見直し等を労使自治で行うことが必要であり、法制化すべきではない。[国民からの意見] ・賃金などの労働条件は、労使の自治で決定されるべきであり、労使が「世帯単位」で合意することを制約すべきではない。また、労働形態や選択肢は、企業が労働市場の動向、人材確保の必要性、従業員の士気を勘案して準備すべき。[国民からの意見] ・雇用システムの非中立性の要因は、日本的雇用システムである。具体的には、包括無定量な労働関係と世帯賃金であり、年功賃金より世帯賃金こそ問題。[国民からの意見] ・労働感の変容、時短、年休消化率向上等のワークシェアリングの前提条件実現の記述が必要。[岡沢委員、中間報告とりまとめまでの意見] ・本来の目的は、時短による生活の質の向上、すなわち自由時間の確保であり、「労働と生活の質の向上」の面からワークシェアリングを検討すべき。[国民からの意見] ・正社員とそれ以外では、収入や働き方が両極端なので、ワークシェアリングを検討すべき。[国民からの意見]	<u>(雇用システムは今後力点を置く予定の事項)</u> <u>(雇用システムは今後力点を置く予定の事項)</u>
--	---	---

3)今後の方向	・前提となる基盤整備が欧米に比べ立ち遅れており、部分的ないいとこどりは、かえって女性に不利。[国民からの意見] ・諸外国の特徴を挙げる際に、個人単位に触れていない。2人で1.5人分ではなく、一人でも生きられる個人単位であることが重要。「2人で」は世帯単位と受け取れる。[国民からの意見] ・オランダモデルにおけるワークシェアリングは、アンペイドワークとペイドワークを男女が平等に担うという長期的目標の下、保育所の増設に力を入れつつ進めており、アンペイドワークとペイドワークの関連という視点を明確にした制度的取組が必要。[国民からの意見] ・雇用システムの変更に際しては、欧米のみならず、中国やアジアの労働政策の研究、近隣諸国との経済関係にも配慮すべき。[国民からの意見] ・オランダ、スウェーデンとも、多様な条件があって一定の成果を得たのであり、日本への適用が可能であるかどうかについては、十分に、かつ慎重に検討しなければならない。[国民からの意見]	
①「日本型 均衡処遇 ルール」	・「日本型均衡処遇ルール」という表現から「日本型」を取り去るべきである。良好で多様な労働形態の実現に向けて、現在の正社員・非正社員という区分をなくし、同じ仕事には同じ賃金が支払われる「同一労働同一賃金の原則」そのものに我が国の実態を加味して働きに見合った処遇となるような環境を整備し、パートタイム労働者についてのいわゆる日本型ではない均衡処遇ルールを確立するための法制を検討していくことが必要ではないか。[林委員、中間報告とりまとめまでの意見]	・「日本型均衡処遇ルール」ではなく「均衡処遇」に置き換え。

② 業績評価と賃金	・日本型均衡処遇ルールとして、残業や転勤などの拘束性を適用することは、ILO156 条条約に反し採用すべきではない。[国民からの意見] ・日本型均衡処遇ルールでは、性に中立的でない。仕事内容で評価すべき。[国民からの意見] ・住宅手当等は基本給に振り替えるとあるが、賃金、フリンジベネフィット、退職給付等を企業が押し着せで決めていたものを、従業員本人の選択を拡大する形に切り替え、基本給に振り替えるかどうかは本人の選択にするというのが、将来の方向ではないか。つまり、自分の業績は賃金換算でどの程度になるかをまず明示してもらい、その中で、即時払いと後払いにどう分けるか、更に即時払いの中でも現物給付と現金給付にどう分けるか、企業はメニューだけを提供し、本人が選択するという方向に入っているのではないか。その中に、住宅手当や社宅が入っているのを否定するのはおかしい。[再掲、高山委員、第 14 回専門調査会] ・能力と仕事需要との関係で市場価格は変わって来るが、それが現在かなり流動化してきている。一律に手取りが減るというよりも、能力や意欲に応じてパートの処遇が個人別に開いていくのかもしれない。[複数委員、第 14 回専門調査会] ・同一労働同一賃金が日本で全く受け入れ不可能というわけではない。年功制を単に勤続年数に応じたものではなく、熟練度の高まりにも応じたものであると捉えれば、仕事の評価に応じた賃金という考え方も入って来る。ただ、完全に仕事の評価のみに応じて賃金を決めるとなると、日本ではできないと言われてしまう。[林委員、第 14 回専門調査会] ・パートや派遣労働の職務給賃金目安を作成すべき。長期雇用を労使双方が	(雇用システムは今後力点を置く予定の事項)
------------------	---	------------------------------

	予定していない場合、企業が求める職務能力は部分的な限られた職務であり、そこに賃金における正社員との格差が生ずるため、正社員の賃金と混同しない指標が必要。[国民からの意見] ・成果主義、能力主義導入に伴う評価基準の必要性に触れるべき。日本的雇用の肯定面があるとすれば、ジェンダーの視点を入れた組替えが急務。[国民からの意見]	
③ 女性 の 二 極 分 化・不安定 雇用	・日本の場合、時間の選択権については、正社員にはなく、非正社員にはあるが賃金が低い。そういう構造の中で個人単位化すると、時間を選択した人は賃金は高くなるが、雇用は不安になり二極分化が進む可能性があるので、留意が必要である。[大沢委員、第14回専門調査会] ・女性の二極分化が促進される懸念がある。[国民からの意見] ・多様な労働形態が必ずしも多様な選択肢を働く側に提供したわけではなく、不安定雇用の低賃金が生じている。派遣労働者も含め、女性の不安定雇用者が増加している。少なくとも、全国一律最低賃金制の確立が必要。[国民からの意見]	(雇用システムは今後力点を置く予定の事項)
④ 同 一 労 働 同 一 賃 金	・同一労働同一賃金が日本で全く受け入れ不可能というわけではない。年功制を単に勤続年数に応じたものではなく、熟練度の高まりにも応じたものであると捉えれば、仕事の評価に応じた賃金という考え方も入って来得る。ただ、完全に仕事の評価のみに応じて賃金を決めるとなると、日本ではできないと言われてしまう。[再掲、林委員、第14回専門調査会] ・同一労働同一賃金の実現に向けた検討が必要。[国民からの意見] ・同一労働同一賃金を盛り込んだパートタイム労働法の改正、法改正の早急	(雇用システムは今後力点を置く予定の事項)

⑤ 均 等 待 遇	な準備、女性差別撤廃条約や ILO100 号条約など批准した条約を現実にかすとともに、ILO111 号条約の早期批准を望む。[国民からの意見] ・企業年金のみを取り上げるのではなく、退職一時金も含めた退職金全体を対象として、退職給付金規定が中立的かどうかを議論すべき。また、日本版 401k、キャッシュバランス型、税制適格年金の移行、厚生年金基金の代行返上、等改革が進行中であり、古い給付建て制度の一部だけの問題を取り上げるのは全体的な問題提起になっていない。[再掲、高山委員、第 14 回専門調査会] ・正規労働者と非正規労働者との間の均等待遇を明記すべき。[国民からの意見] ・「正社員・非正社員」の区別等の企業の雇用管理区分は、企業の必要に応じ自由に設定を認め、各区分において男女、フルタイムとパートタイムが均等な機会を確保されることが重要。[国民からの意見] ・コース別人事管理制度、家族手当制度、パートタイム労働者に対する差別的処遇など、女性に対する間接差別とならないための労働市場の環境整備を行うための具体的な措置が必要。[国民からの意見] ・非正規・正規の区別をなくし、働きに見合った処遇とするために、使用者による不当な解雇を許さない解雇ルール、ILO158 条約の批准が必要。[国民からの意見] ・短時間の有期雇用による契約更新の危惧から、休暇取得やその他の権利行使をしづらい現状を変える施策が必要。[国民からの意見] ・男女雇用均等法は、違反した場合の罰則規定がなく、ポジティブ・アクションを進めるための具体的規定もなく、間接差別についても触れられてい	(雇用システムは今後力点を置く予定の事項)
------------------	--	------------------------------

	ない。法改正が必要。[国民からの意見] ・賃金格差を生み出す要因の分析が必要。[国民からの意見] ・パートタイム労働者と正社員間の賃金格差は、男性にも見られ、女性に限るものではない。[再掲、国民からの意見]	
⑥ 働き方の問題	・長時間拘束を働く場所でかけるという働き方の問題が、基本的に一番大きい。我が国は、男性が長時間拘束で異常な働き方をしているが、そのことへのインセンティブがあり、これを変える必要がある。家事は機械化・自動化が進んでいるが問題は子育てにあり、男女が子育てに共同して参画できないので、仕事と子育ての両立が課題。[高山委員、第14回専門調査会] ・家事には子育て関連部分もあるし、機械化・自動化が進んでも最後まで残る部分があるので、仕事と子育てというより、「ワーク」と「ライフ」のバランスを取るのが重要なのではないか。[高尾委員、第14回専門調査会] ・これまで、女性が社会にどう参画するか議論する際に、子育てが意外に論じられなかったのではないか。例えば、家庭内で誰かが無償労働に関わるのか、社会的に子供負担を考慮するのか、など。[永瀬委員、第14回専門調査会] ・労働感の変容、時短、年休消化率向上等のワークシェアリングの前提条件実現の記述が必要。[再掲、岡沢委員、中間報告とりまとめまでの意見] ・パート労働の増加は、自発的選択によるものではなく、正規労働者の厳しい労働実態や公的社会福祉の不備のため、仕事と家庭の両立が困難でパート労働を止む無く選択しているのが実態。[再掲、国民からの意見]	(雇用システムは今後力点を置く予定の事項)
⑦ 「良好	・「良好な」ではなく、「良質な」の方が適切。[林委員、中間報告とりまと	・「良好な」ではなく、「選択

な」労働形態、選択肢といった表現	めまでの意見] ・全ての選択肢において、男女の機会が均等であることが重要であり、良好であるか否かというのは主観的判断である。[国民からの意見]	に中立」等に置き換え。
D. その他		
1. 子育て・両立支援、少子化対策		
1)総論	・改革のセットとしての子育て支援策が必要。[再掲、国民からの意見] ・これまで、女性が社会にどう参画するか議論する際に、子育てが意外に論じられなかったのではないか。例えば、家庭内で誰かが無償労働に関わるのか、社会的に子供負担を考慮するのか、など。[再掲、永瀬委員、第14回専門調査会]	・序説、政策の方向の基本的考え方、でそれぞれ「子育て支援策」等に関連する項目を設けて記述。ただし、選択の中立性を確保するための施策とは必ずしも整理できなかったため、具体的政策については触れず、留意事項等として言及。以下同様。
2)税制、社会保障制度関係	・配偶者控除等を見直して、未成年の子供の控除にあてるべき。[再掲、国民からの意見。] ・第3号被保険者制度の見直しに当たって、子育て中で働けない期間（例えば子供が6歳まで）を保険料納付済期間とする特例を設けるなどの減免措置を（経過的に）設ける。育児給付を設ける。[再掲、国民からの意見。]	
3)保育所・	・保育園の延長保育を充実すべき。[国民からの意見]	

幼稚園関係	・保育料は、共働きの場合、同時に入園していなくても二人目から減額すべき。[国民からの意見] ・幼稚園の整備（待機児童の解消、3年間の完全受入）により、母親の子育てを軽減し、早期に再就職ができるようにすべき。[国民からの意見] ・自営業の妻は保育所の利用が容易だが、専業主婦は困難。求職活動中の保育所の利用が困難。[再掲、国民からの意見] ・専業主婦は幼稚園を利用せざるを得ないが、保育所と異なり補助金がない。[再掲、国民からの意見]
4) 児童手当・給付関係	・児童手当の所得制限をなくし、手当の引き上げなど子育て支援にもっと重点を置くべき。[国民からの意見] ・海外にならない、世帯ではなく、主要なケア提供者に対し、児童給付を支給すべき。[国民からの意見]
5) 職場環境関係	・欧米並みを目指し、一定規模の企業には託児所を設ける基準を設定すべき。[国民からの意見] ・補助金の支給により、企業の子育て支援を後押しすべき。[国民からの意見] ・スウェーデンのように、労働時間の短縮、フレックスタイムの導入を行うべき。[国民からの意見]
6) その他	・出産費用に保険を適用すべき。[国民からの意見] ・育児（介護）財形貯蓄制度を創設すべき。具体的には、金利を優遇し、必要に応じ費用や生活費の貸し出しを行う。[国民からの意見]

--	--	--